

健康診断結果のみかたについて

KKCでは、各機能別に7区分の判定を設定しています。
健康の目安としてお役立てください。
なお、検査項目すべてにかかわる総合判定との関係は
下記のようになっています。

総合所見	説 明	指導管理区分
正常範囲内 : A	該当項目の範囲内で異常は認められませんでした。	正常範囲内
健康者扱い : B 1	軽度の所見は認めますが、特に措置の必要性はありません。	要経過観察
要経過観察/ 軽度異常 : B 2	経過を観察する必要があります。 機会があれば1年以内に医療機関を受診し再検査をお受けください。	
要再検査 : C	一時的な変動の可能性もあるため、医療機関で再検査をお受けください。	要医師指導
要精密検査 : D 2	医師の指示、指導を受け、さらに詳しい検査をお受けください。	
要治療継続 : D 3	治療中の病気については、通院をお続けください。	
要医療 : D 1	医療機関にご受診ください。	
判定保留 : X	今回は判定できませんでした。 気がかりなことがあれば、医師にご相談ください。	判定保留

検査の数値は、生活状況や食事などにより、動揺することがあります。
今回の指導管理区分が「要経過観察」、「要医師指導」であっても病気があるとは限りませんが、このまま放っておかずに、医師に相談し指導を受けるようにしましょう。